

# インドネシア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、インドネシア語、英語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通		1 嘱託書 (管轄裁判所あてーインドネシア語の訳文添付) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (インドネシア語の訳文添付) 2通
IV 費 用	不 要		必要(ただし、一般的には請求されない。)
V 期 間 ※	3箇月		8箇月
VI 総領事の管轄区域	在インドネシア日本国大使	在スラバヤ、在デンパサール及び在メダンの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在スラバヤ日本国総領事	東ジャワ州、東カリマンタン州、北カリマンタン州、南カリマンタン州、北スラウェシ州、ゴロンタロ州、中部スラウェシ州、東南スラウェシ州、南スラウェシ州、西スラウェシ州、マルク州、北マルク州、パプア州、西パプア州	
	在デンパサール日本国総領事	バリ州、西ヌサトゥンガラ州、東ヌサトゥンガラ州	
	在メダン日本国総領事	ナンギル・アチェ・ダルサラム州、北スマトラ州、西スマトラ州、ジャンビ州、リアウ州、リアウ諸島州	

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。